

## 令和4年度 浄化槽設置整備事業実施市町村補助金額一覧①

令和4年4月現在 鹿児島県浄化槽推進市町村協議会調査

入替A：既存の単独浄化槽又は汲み取り便槽を撤去した場合

入替B：既存の単独浄化槽又は汲み取り便槽をやむを得ず撤去しない場合(市町村へ確認)

(単位:千円)

市町村名	工事内容等	5人槽	7人槽	10人槽	備考及びその他の補助等	
鹿児島市	単独処理浄化槽又は汲み取り便槽からの転換	入替A	422	504	638	50人槽以下の既存の住宅及び併設住宅に補助金あり(上限額)
		入替B	332	414	548	50人槽以下の既存の住宅及び併設住宅に補助金あり(上限額)
		宅内配管工事	300	300	300	50人槽以下の既存の住宅及び併設住宅に補助金あり(上限額)
指宿市	新規設置	指定区域	150	150	150	※指定区域(池田湖・鰻池に放流する区域)
	単独処理浄化槽又は汲み取り便槽からの転換	入替A	422	504	638	上限額
		入替B	332	414	548	上限額
		指定区域	572	654	788	※指定区域(池田湖・鰻池に放流する区域) 上限額
	宅内配管工事	300	300	300	上限額	
南さつま市	新規設置		166	207	274	
	単独処理浄化槽からの転換	入替A	422	504	638	一律
		入替B	332	414	548	一律
	汲み取り便槽からの入替	332	414	548	一律	
枕崎市	新規設置		332	414	548	
	単独処理浄化槽又は汲み取り便槽からの転換	入替A	422	504	638	上限額
		入替B	332	414	548	単独を雨水貯留槽へ再利用する場合9万円上乗せ(上限額)
		宅内配管工事	300	300	300	上限額
南九州市	新規設置		166	207	274	
	単独処理浄化槽からの転換	入替A	557	639	773	上限額
		入替B	467	549	683	一律
		宅内配管工事	300	300	300	上限額
	汲み取り便槽からの入替	422	504	638	一律	
日置市	新規設置		166	207	274	
	単独処理浄化槽からの転換	入替A	432	514	648	市内業者が工事をした場合15万円上乗せ(一律)
		入替B	332	414	548	市内業者が工事をした場合15万円上乗せ(一律)
		宅内配管工事	300	300	300	上限額
	汲み取り便槽からの入替	332	414	548	市内業者が工事をした場合15万円上乗せ(一律)	
いちき串木野市	新規設置		166	207	274	
	単独処理浄化槽又は汲み取り便槽からの転換	入替A	422	504	638	上限額
		入替B	332	414	548	雨水貯留槽への再利用の場合9万円上乗せ(上限額)
		宅内配管工事	300	300	300	上限額
薩摩川内市	新規設置		166	207	274	
	単独処理浄化槽からの転換	入替A	432	514	648	一律
		入替B	332	414	548	一律
		宅内配管工事	300	300	300	上限額
	汲み取り便槽からの入替	332	414	548		
	宅内配管工事	100	100	100	上限額	
さつま町	単独処理浄化槽からの転換	入替A	422	504	638	上限額
		入替B	332	414	548	
		宅内配管工事	150	150	150	上限額
	汲み取り便槽からの入替	332	414	548		
出水市	単独処理浄化槽からの転換	入替A	422	504	638	市内業者が工事をした場合10万円上乗せ(上限額)
		入替B	332	414	548	市内業者が工事をした場合10万円上乗せ(上限額)
		宅内配管工事	300	300	300	上限額
		汲み取り便槽からの入替	332	414	548	市内業者が工事をした場合10万円上乗せ(上限額)
	宅内配管工事	300	300	300	上限額	
阿久根市	単独処理浄化槽からの転換	入替A	740	820	950	市内業者が工事をした場合10万円上乗せ(上限額)
		入替B	650	730	860	市内業者が工事をした場合10万円上乗せ(上限額)
		宅内配管工事	150	150	150	上限額
		汲み取り便槽からの入替	650	730	860	市内業者が工事をした場合10万円上乗せ(上限額)
	宅内配管工事	150	150	150	上限額	
長島町	新規設置(汲み取りからの入替含む)		811	973	1262	事業所等、集会施設含む
	単独処理浄化槽からの転換	入替A	901	1063	1352	上限額
		入替B	811	973	1262	上限額
	汲み取り便槽からの入替	811	1063	1262		
十島村	浄化槽の設置工事		970	1154	1538	11人槽以上に1,401千円の補助あり(上限額)

## 令和4年度 浄化槽設置整備事業実施市町村補助金額一覧②

令和4年4月現在 鹿児島県浄化槽推進市町村協議会調査

入替A：既存の単独浄化槽又は汲み取り便槽を撤去した場合

入替B：既存の単独浄化槽又は汲み取り便槽をやむを得ず撤去しない場合(市町村へ確認)

(単位:千円)

市町村名		5人槽	7人槽	10人槽	備 考	
伊 佐 市	単独処理浄化槽からの転換	入替A	422	504	638	上限額 市内業者が工事をした場合5万円上乘せ(一律)
		入替B	332	414	548	上限額 市内業者が工事をした場合5万円上乘せ(一律)
		宅内配管工事	150	150	150	上限額
	汲み取り便槽からの入替		332	414	548	市内業者が工事をした場合5万円上乘せ(一律)
始 良 市	単独処理浄化槽からの転換	入替A	477	559	693	上限額 市内業者が工事をした場合3万円上乘せ(一律)
		入替B	387	469	603	上限額 市内業者が工事をした場合3万円上乘せ(一律)
		宅内配管工事	300	300	300	上限額
	汲み取り便槽からの入替		387	469	603	上限額 市内業者が工事をした場合3万円上乘せ(一律)
	合併処理浄化槽からの入替		210	270	330	
霧 島 市	単独処理浄化槽からの転換	入替A	422	504	638	上限額
			534	576	666	高度処理型浄化槽を設置する場合(上限額)
		入替B	332	414	548	
			444	486	576	高度処理型浄化槽を設置する場合
	宅内配管工事	300	300	300	上限額 ※配管工事費の3/4を補助(千円未満切捨て)	
	汲み取り便槽からの入替	入替A	422	504	638	
			534	576	666	高度処理型浄化槽を設置する場合
		入替B	332	414	548	
444			486	576	高度処理型浄化槽を設置する場合	
湧 水 町	単独処理浄化槽からの転換	入替A	422	504	638	上限額
		入替B	332	414	548	上限額
		宅内配管工事	300	300	300	上限額
	汲み取り便槽からの入替		332	414	548	上限額
	新規設置(汲取からの入替含む)		332	414	548	上限額
曾 於 市	単独処理浄化槽からの転換	入替A	422	504	638	上限額
		入替B	332	414	548	上限額
		宅内配管工事	300	300	300	上限額
志 布 志 市	新規設置		110	138	182	
			221	276	365	市内業者が工事をした場合
	単独処理浄化槽又は汲み取り便槽からの転換	入替A	432	514	648	上限額
		入替B	372	454	588	上限額
大 崎 町	単独処理浄化槽からの転換	入替A	422	504	638	上限額
		入替B	332	414	548	一律
		宅内配管工事	300	300	300	上限額
	汲み取り便槽からの入替		332	414	548	一律
鹿 屋 市	単独処理浄化槽からの転換	入替A	432	514	648	市内業者が工事をした場合5万円上乘せ(上限額)
		入替B	332	414	548	市内業者が工事をした場合5万円上乘せ(上限額)
		宅内配管工事	100	100	100	上限額
	汲み取り便槽からの入替		332	414	548	市内業者が工事をした場合10万円上乘せ(上限額)
垂 水 市	単独処理浄化槽又は汲み取り便槽からの転換	入替A	422	504	638	市内業者が工事をした場合5万円上乘せ(上限額)
		入替B	332	414	548	市内業者が工事をした場合5万円上乘せ(上限額)
		宅内配管工事	150	150	150	上限額
		新規設置		221	276	365
東 串 良 町	単独処理浄化槽からの転換	入替A	422	504	638	町内業者が工事をした場合5万円上乘せ(一律)
		入替B	332	414	548	町内業者が工事をした場合5万円上乘せ(一律)
		宅内配管工事	300	300	300	上限額
	汲み取り便槽からの入替	入替A	422	504	638	町内業者が工事をした場合5万円上乘せ(一律)
		入替B	332	414	548	町内業者が工事をした場合5万円上乘せ(一律)
錦 江 町	新規設置(汲取からの入替含む)		382	464	598	町内業者が工事をした場合5万円上乘せ(一律)
	単独処理浄化槽からの転換	入替A	482	564	698	町内業者が工事をした場合5万円上乘せ(一律)
		入替B	382	464	598	町内業者が工事をした場合5万円上乘せ(一律)
南 大 隅 町	新規設置		221	276	365	
	単独処理浄化槽からの転換	入替A	422	504	638	町内業者が工事をした場合5万円上乘せ(一律)
		入替B	332	414	548	町内業者が工事をした場合5万円上乘せ(一律)
		宅内配管工事	100	100	100	上限額
汲み取り便槽からの入替		332	414	548	町内業者が工事をした場合10万円上乘せ(一律)	
肝 付 町	単独処理浄化槽からの転換	入替A	432	514	648	町内業者が工事をした場合5万円上乘せ(一律)
		入替B	332	414	548	町内業者が工事をした場合5万円上乘せ(一律)
	汲み取り便槽からの入替		332	414	548	町内業者が工事をした場合5万円上乘せ(一律)

## 令和4年度 浄化槽設置整備事業実施市町村補助金額一覧③

令和4年4月現在 鹿児島県浄化槽推進市町村協議会調査

入替A：既存の単独浄化槽又は汲み取り便槽を撤去した場合

入替B：既存の単独浄化槽又は汲み取り便槽をやむを得ず撤去しない場合(市町村へ確認)

(単位:千円)

市町村名		5人槽	7人槽	10人槽	備 考	
西之表市	新規設置※	249	311	411	※汚水処理人口普及に寄与する場合のみ対象	
	単独処理浄化槽からの転換	入替A	532	614	748	上限額
		入替B	432	514	648	上限額
		宅内配管工事	120	120	120	上限額
	汲み取り便槽からの入替	入替A	532	614	748	上限額
宅内配管工事		120	120	120	※撤去が必要 上限額	
中種子町	新規設置	249	311	411		
	単独処理浄化槽又は汲み取り便槽からの転換	入替A	422	504	638	上限額
		入替B	332	414	548	一律
		宅内配管工事	300	300	300	上限額
南種子町	新規設置	249	311	411		
	単独処理浄化槽からの転換	入替A	422	504	638	上限額
		入替B	332	414	548	
		宅内配管工事	200	200	200	上限額
	汲み取り便槽からの入替	332	414	548	一律	
屋久島町	新規設置	423	502	647	上限額	
	単独処理浄化槽からの転換	入替A	694	771	926	上限額
		入替B	604	681	836	上限額
		宅内配管工事	100	100	100	上限額
	汲み取り便槽からの入替	604	681	836	上限額	
奄美市	新規設置	332	414	548		
	単独処理浄化槽からの転換	入替A	422	504	638	上限額
		入替B	332	414	548	
		宅内配管工事	200	200	200	上限額
	汲み取り便槽からの入替	入替A B	332	414	548	上限額
宅内配管工事		400	400	400		
宇検村	新規設置	500	500	500	工事費の1/2補助(上限50万円) 11人~50人槽以下の場合に工事費の1/2補助(上限50万円)	
	単独処理浄化槽からの転換	入替A	839	900	1001	上限額
		入替B	749	810	911	上限額
瀬戸内町	新規設置※	332	414	548	※新築に関しては、単独浄化槽及び汲み取り便槽を有する居住用建物を解体・建替した工事であること	
	単独処理浄化槽又は汲み取り便槽からの転換	入替A	422	504	638	上限額
		入替B	332	414	548	上限額
		宅内配管工事	300	300	300	上限額
喜界町	新規設置	449	511	611		
	単独処理浄化槽からの転換	入替A	422	504	638	上限額
		入替B	332	414	548	
		宅内配管工事	300	300	300	上限額
	汲み取り便槽からの入替	532	614	748	上限額	
徳之島町	新規設置※	200	240	300	※別途条件あり(汚水処理普及に貢献できるもの)	
	単独処理浄化槽からの転換	入替A	440	522	656	一律
		入替B	350	432	566	一律
		宅内配管工事	300	300	300	上限額
	汲み取り便槽からの入替	380	462	596	一律	
天城町	新規設置	166	207	274		
	単独処理浄化槽からの転換	入替A	422	504	638	一律
		入替B	332	414	548	
		宅内配管工事	300	300	300	上限額
汲み取り便槽からの入替	432	514	648	町内業者が工事をした場合10万円上乗せ(一律)		
伊仙町	新規設置※	332	414	548	※別途条件あり(単独浄化槽又は汲み取り便槽の家庭を建替え、集合住宅・借家から出て新築、両親の家から子供が独立して新築、その他汚水処理普及に貢献できるもの)	
	単独処理浄化槽又は汲み取り便槽からの転換	入替A	422	504	638	一律
		入替B	332	414	548	一律
		宅内配管工事	300	300	300	上限額
和泊町	新規設置	332	414	0	上限額	
	単独処理浄化槽又は汲み取り便槽からの転換	332	414	0	上限額	
与論町	新規設置	332	414	548		
	単独処理浄化槽からの転換	入替A	522	604	738	放流先が地下浸透または蒸発散の場合8万円上乗せ(一律)
		入替B	432	514	648	放流先が地下浸透または蒸発散の場合8万円上乗せ(一律)
	汲み取り便槽からの入替	432	514	648	放流先が地下浸透または蒸発散の場合8万円上乗せ(一律)	